

制 度 名	岡山県育英会奨学金 〔(公財)岡山県育英会〕																			
対 象 者	県内に居住する世帯の子女で、高等学校等に在学し、資力不十分のため修学の目的を達することが困難な者で、次の要件を満たす者 ・品行方正、学業成績優秀又は勉学意欲があること ・成業の見込みがあること <table><tr><td></td><td>育英奨学金（第１型）</td><td colspan="2">修学奨学金（第２型）</td></tr><tr><td>対 象 校</td><td>高等学校（専攻科を含む） 専修学校（高等課程）</td><td colspan="2">高等学校（専攻科を含む） 高等専門学校</td></tr><tr><td>学力基準</td><td>・中学校最終学年の学習成績の評定平均値が５段階評定で3. 2以上の者 ・高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が５段階評定で3. 2以上の者</td><td colspan="2">勉学意欲があり、高等学校等に在学中の修学の見込みがある者</td></tr><tr><td>家計基準</td><td>父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が、本会が定める収入基準額以下であること</td><td colspan="2">次のいずれかに該当すること (1)家計支持者が、生活保護による保護を受けていること (2)家計支持者が、市町村民税を非課税、又は減免されていること (3)世帯全員の収入の合計が概ね生活保護基準1. 5倍以下の世帯であること</td></tr></table> ※一部の他の奨学金制度の奨学生である者は、本会の奨学生になれない。					育英奨学金（第１型）	修学奨学金（第２型）		対 象 校	高等学校（専攻科を含む） 専修学校（高等課程）	高等学校（専攻科を含む） 高等専門学校		学力基準	・中学校最終学年の学習成績の評定平均値が５段階評定で3. 2以上の者 ・高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が５段階評定で3. 2以上の者	勉学意欲があり、高等学校等に在学中の修学の見込みがある者		家計基準	父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が、本会が定める収入基準額以下であること	次のいずれかに該当すること (1)家計支持者が、生活保護による保護を受けていること (2)家計支持者が、市町村民税を非課税、又は減免されていること (3)世帯全員の収入の合計が概ね生活保護基準1. 5倍以下の世帯であること	
	育英奨学金（第１型）	修学奨学金（第２型）																		
対 象 校	高等学校（専攻科を含む） 専修学校（高等課程）	高等学校（専攻科を含む） 高等専門学校																		
学力基準	・中学校最終学年の学習成績の評定平均値が５段階評定で3. 2以上の者 ・高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が５段階評定で3. 2以上の者	勉学意欲があり、高等学校等に在学中の修学の見込みがある者																		
家計基準	父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が、本会が定める収入基準額以下であること	次のいずれかに該当すること (1)家計支持者が、生活保護による保護を受けていること (2)家計支持者が、市町村民税を非課税、又は減免されていること (3)世帯全員の収入の合計が概ね生活保護基準1. 5倍以下の世帯であること																		
内 容	○ 貸与月額 <table><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">自 宅 通 学</td><td colspan="2">自 宅 外 通 学</td></tr><tr><td>国・公立</td><td>私 立</td><td>国・公立</td><td>私 立</td></tr><tr><td>高等学校等</td><td>18, 000円</td><td>30, 000円</td><td>23, 000円</td><td>35, 000円</td></tr></table> ○ 貸付期間 正規の最短修業年限 ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 貸与終了後１ヵ年（上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 返還期間 据置期間経過後、貸与年数の３倍の年数の間以内 返還方法 月賦、半年賦又は年賦 ※ 家計の急変で奨学金を緊急に必要とする場合に貸与が受けられる緊急採用制度あり				区 分	自 宅 通 学		自 宅 外 通 学		国・公立	私 立	国・公立	私 立	高等学校等	18, 000円	30, 000円	23, 000円	35, 000円		
区 分	自 宅 通 学		自 宅 外 通 学																	
	国・公立	私 立	国・公立	私 立																
高等学校等	18, 000円	30, 000円	23, 000円	35, 000円																
窓 口	在籍する学校																			
備 考	公益財団法人 岡山県育英会 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 教育庁生涯学習課内 Tel 086-226-7598																			

制 度 名	岡山県私学振興財団奨学金（高等学校） [（公財）岡山県私学振興財団]
対 象 者	公益財団法人岡山県私学振興財団に加入している学校法人が設置する私立高等学校（中等教育学校の後期課程及び専攻科を含む。）に在籍する優れた生徒であって、4月1日現在で県内に居住する世帯の子女であり、経済的理由により修学が困難である者 【学力基準】 ○ 第1学年に在学する者 中学校最終学年の評定平均値が5段階評価で2.0以上 ○ 第2学年以上に在学する者 前学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で2.5以上 【家計基準】 学資の支弁が困難であると認められること。（基準額による。）
内 容	○ 貸与月額 自宅通学者 30,000円 自宅外通学者 35,000円 ○ 貸与期間 原則として、貸付決定年度の当初から最短修業年限の終期まで ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 卒業後1年（上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 償還期間 貸与月数の5倍の期間内 返還方法 半年賦又は年賦
窓 口	在籍する私立高等学校 公益財団法人 岡山県私学振興財団 〒700-0821 岡山市北区中山下1丁目9-1 山陽アルファ中山下ビル7階 TEL 086-224-7481
備 考	

制 度 名	岡山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業		[県]								
対 象 者	県内の高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者（広域通信制課程の在学者については県内に住所を有する者）で、経済的理由により著しく修学が困難な者であって、次の各要件を満たすもの ・世帯の全収入額が生活保護基準額の1.5倍以下であること又は主たる家計支持者が市町村民税を非課税とされ、若しくは減免されていること。 ・経常的收入を得る職業に就いている者であること。 ・日本学生支援機構奨学金、岡山県育英会奨学金、岡山県私学振興財団奨学金又は母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者であること。 ・生活保護法による被保護世帯に属する者でないこと。 ・単位制高等学校の生徒については、定められた教科・科目、単位数、授業時数を4年以内に修了すると認められ、年間18単位以上の単位数を履修している者であること。										
内 容	○貸与月額 <table><tr><td colspan="2">定 時 制 課 程</td><td>通信制及び広域通信制課程</td></tr><tr><td>公立</td><td>14,000円</td><td rowspan="2">14,000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>29,000円</td></tr></table> ○ 貸与期間 貸与を受けた月数を通算し、4か年以内 ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 貸与期間経過後6月 （上級学校に進学した場合等は返還猶予可） 返還期間 据置期間経過後、貸与期間と同一期間内に償還 返還方法 月賦又は半年賦 ○ 返還の免除 対象課程を卒業した場合			定 時 制 課 程		通信制及び広域通信制課程	公立	14,000円	14,000円	私立	29,000円
定 時 制 課 程		通信制及び広域通信制課程									
公立	14,000円	14,000円									
私立	29,000円										
窓 口	在籍する高等学校										
備 考											

制 度 名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学資金・就学支度資金） [県・岡山市・倉敷市]						
対 象 者	・配偶者のない女子が扶養している児童 ・配偶者のない男子が扶養している児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子						
内 容	○ 資金の種類と対象経費						
	・修学資金 高等学校、大学、大学院又は高等専門学校に修学するために必要な経費（授業料、書籍代、通学費等） ・就学支度資金 小学校、中学校、高等学校、大学、大学院及び高等専門学校への入学に際し必要な資金（被服、履物等の購入費等）						
	○ 貸与額 単位：円						
	学 校 種 別		就学支度資金（限度額）		学 年	修学資金（月額・限度額）	
			自 宅	自 宅外		自 宅	自 宅外
	高等学校	国公立	150,000	160,000	1～3年	27,000	34,500
		私 立	410,000	420,000	1～3年	45,000	52,500
	高等専門学校	国公立	420,000	430,000	1～3年 4、5年	31,500 67,500	33,750 76,500
		私 立	580,000	590,000	1～3年 4、5年	48,000 98,500	52,500 115,000
	短期大学	国公立	420,000	430,000	1、2年	67,500	96,500
		私 立	580,000	590,000	1、2年	93,500	131,000
	大 学	国公立	420,000	430,000	1～4年	71,000	108,500
		私 立	580,000	590,000	1～4年	108,500	146,000
	大学院	国公立	420,000	430,000	修士課程 1、2年	132,000	
					博士課程 1～3年	183,000	
		私 立	580,000	590,000	修士課程 1、2年	132,000	
					博士課程 1～3年	183,000	
	○ 貸付利子 無利子						
	○ 返還方法等						
	据置期間		修学終了後6か月				
	償還期間		修学資金の場合		据置期間経過後3年以内～10年以内		
			就学支度資金の場合		据置期間経過後5年以内～10年以内		
返還方法		月賦、半年賦又は年賦					
窓 口	各市、西粟倉村の福祉事務所 町村部：各県民局（健康福祉部）						
備 考							

制 度 名	生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） [岡山県社会福祉協議会]										
対 象 者	低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以内程度の世帯）に属する生徒（学生）であって、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学、高等専門学校に在学又は入学する者										
内 容	○ 資金の種類と対象経費 ・ 教育支援費 授業料、教材費、通学交通費等就学に必要な経費 ・ 就学支度費 入学金等入学に際し必要な経費 ○ 貸与額 <table><tr><th>資金の種類</th><th>貸付限度額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>教育支援費</td><td>高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能とする。</td><td rowspan="2">・ 高校には中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む。 短大には、専修学校の専門課程を含む。</td></tr><tr><td>就学支度費</td><td>500,000円以内</td></tr></table> ○ 貸付利子 無利子 ○ 返還方法等 据置期間 卒業後 6 か月以内 償還期間 据置期間経過後 2 0 年以内で当協議会が決定する期間 返還方法 月賦又は半年賦 ○ 連帯保証人 原則不要（世帯内で連帯借受人が必要） ○ 他制度優先 他から借入れができる者はそちらを優先利用。 また、原則他制度との併用はできない。			資金の種類	貸付限度額	備 考	教育支援費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	・ 高校には中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む。 短大には、専修学校の専門課程を含む。	就学支度費	500,000円以内
資金の種類	貸付限度額	備 考									
教育支援費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	・ 高校には中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む。 短大には、専修学校の専門課程を含む。									
就学支度費	500,000円以内										
窓 口	市町村社会福祉協議会（37～38ページ参照）、民生委員										
備 考											

制 度 名	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 [県・岡山市]													
対 象 者	(1) 進学を理由に退所又は委託解除となり、保護者等からの支援が見込まれない者で、進学中の者 (2) 就職を理由に退所又は委託解除となり、保護者等からの支援が見込まれない者で、就職している者 (3) 措置若しくは委託中の者、又は措置若しくは委託を解除された者のうち資格取得希望者													
内 容	(1) 資金の種類と貸付金額及び貸付期間 ① 生活支援費・・・月額5万円（進学者に限る） ※医療機関を定期的に受診する場合には、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を追加可能（以下、医療費加算という） ② 家賃支援費・・・家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限) ③ 資格取得支援費・・・資格取得に要する費用の実費（25万円以内） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">資金の種類</th><th style="text-align: left;">貸付金額</th><th style="text-align: left;">貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援費</td><td> 5万円 ※要件に当てはまる場合は医療費加算あり </td><td>大学等に在学する期間</td></tr> <tr> <td>家賃支援費</td><td>家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限)</td><td>大学等に在学する期間又は退所後2年を限度として就労している期間（求職期間を含む）</td></tr> <tr> <td>資格取得支援費</td><td>資格取得に要する費用の実費（25万円以内）</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 債務の免除（当然免除） ① 進学者：卒業した日から1年以内に就職し、5年間引き続き就業を継続したとき ② 就職者：就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき ③ 資格取得希望者：就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき		資金の種類	貸付金額	貸付期間	生活支援費	5万円 ※要件に当てはまる場合は医療費加算あり	大学等に在学する期間	家賃支援費	家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限)	大学等に在学する期間又は退所後2年を限度として就労している期間（求職期間を含む）	資格取得支援費	資格取得に要する費用の実費（25万円以内）	
資金の種類	貸付金額	貸付期間												
生活支援費	5万円 ※要件に当てはまる場合は医療費加算あり	大学等に在学する期間												
家賃支援費	家賃相当額(居住地の生活保護住宅扶助額を上限)	大学等に在学する期間又は退所後2年を限度として就労している期間（求職期間を含む）												
資格取得支援費	資格取得に要する費用の実費（25万円以内）													
窓 口	岡山県社会福祉協議会（37ページ参照）													
備 考														